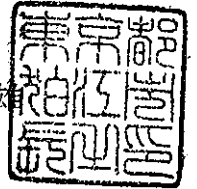


狛江市告示第 **234**号

狛江市役所庁舎等管理規則（昭和 45 年規則第 15 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、
撤去した自転車等について、狛江市庁舎等における自転車等の撤去に関する要綱（平
成 23 年要綱第 119 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和 **8**年 **8**月**19**日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 撤去日 令和 8 年 7 月 27 日
- 2 撤去場所 市役所内駐輪場
- 3 保管期限 令和 8 年 10 月 16 日
- 4 処分台数 1 台